

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和5年9月22日（金）10時00分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、佐藤室長補佐、森係長、椎名係長、植木技術参与、

松田室長補佐、横山係長、元嶋専門職、山下専門職

福島第一原子力規制事務所

松本原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当14名（テレビ会議システムによる出席）

プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき定例の報告内容に加えて、以下の説明があった。
 - 2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の保管運用方法の変更について
 - 除染装置処理水タンクの撤去について
 - 3号機S/C内滞留ガスのパージ作業について
 - 窒素ガス分離装置1台運転移行について

- 原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
 - <放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映等について>
 - 年度末における使用済保護衣等の保管量について、雑固体焼却設備の稼働状況を踏まえた想定としているのか確認すること。
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10-C棟の運用開始時期が遅れる理由を説明するとともに、当該遅れが放射性固体廃棄物の保管管理計画に与える影響について説明すること。
 - BG程度の瓦礫等の保管運用方法の変更及び一時保管エリアの統合については、エリアを統合しても引き続き、統合前と同じレベルで瓦礫等の保守管理が行われることについて、統合が必要となった経緯を含めて説明すること。
 - <除染装置処理水タンクの撤去について>
 - 実施計画の変更認可申請時においては、先行作業としているスラッジ移送等を含め、タンク撤去作業に関する一連の流れをまとめ資料に示すこと。
 - タンク運搬時における落下防止対策及び落下時における定性的な影響評価の結果を示すこと。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 『2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の保管運用方法の変更』に伴う実施計画変更予定に関して
- 除染装置処理水タンクの撤去について
- 3号機S/C内滞留ガスのパージ作業について
- 窒素ガス分離装置1台運轉移行について
- 循環注水冷却スケジュール
- 使用済燃料プール対策 スケジュール
- 燃料デブリ取り出し準備 スケジュール

以上